

第188号議案

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の退職手当に関する条例(昭和29年島根県条例第8号)の一部を次のように改正する。

附則第15項中「20年以上」及び「及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第10条第1項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。)」を削り、「100分の104」を「100分の87」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第4条の10第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第15項」とする。

附則第16項中「36年」の次に「以上42年以下」を加え、「(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。)」を削り、「その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は第4条の3の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年島根県条例第35号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、新条例第4条若しくは第4条の2又は職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和33年島根県条例第2号)附則第2項」を「第3条から第4条の2まで」に改め、「20年以上」、「(同項の規定に該当する退職をした者にあつては、25年未満)」及び「、新条例第3条から第4条の4まで及び改正後の条例第44号附則第3項の規定にかかわらず」を削り、「100分の104」を「100分の87」に改める。

附則第6項中「第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部

分」を「第3条第1項」に改め、「36年」の次に「以上42年以下」を加え、「、新条例第3条第1項及び第4条の3並びに改正後の条例第44号附則第3項の規定にかかわらず」を削り、「その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は新条例第4条の3の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

附則第7項中「、新条例第4条の2から第4条の4まで及び改正後の条例第44号附則第3項の規定にかかわらず」を削る。

(職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成15年島根県条例第57号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「44年」を「42年」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年島根県条例第5号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「退職手当の額が」を「額(当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第4条の2の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第15項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の87(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104分の87)を乗じて得た額が」に改め、「附則第10項の規定による改正後の」及び「附則第11項の規定による改正後の」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下この項において「新条例」という。）附則第15項（新条例附則第17項及び第3条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例附則第4項においてその例による場合を含む。）及び第16項の規定の適用については、新条例附則第15項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とする。
- 3 第2条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第5項（同条例附則第7項においてその例による場合を含む。）及び第6項の規定の適用については、同条例附則第5項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とする。
- 4 第4条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第2項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」と、「104分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「104分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「104分の92」とする。